

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第26回全体会議の議事録(H22.10.23)

【全体会議】

事務局 これから第26回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。それでは、開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。よろしくお願いします。

内山会長 この会も残り2回になりました。本日は中身が濃く、議論する内容も多くなっています。ご協力をお願いします。

事務局 続きまして、高澤秘書広聴課長より挨拶を申し上げます。

高澤課長 会長のお話にもあったように、この会も残り2回になりました。中身が濃い議論になってきます。ご協力よろしくお願いします。

事務局 それでは議事に入ります。進行については、内山会長をお願いします。よろしくお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の全体会議の進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。本日は議題が非常に多くっており、適宜進め方の説明をしていきます。最初は、前回の全体会議で議論し、作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「改廃等」及び「前文」の案を確認します。この作業が終わった後に次の作業の進め方を説明します。

内山会長 大項目「改廃等」の中項目「検証」を確認します。内容、趣旨については、前回の全体会議で考えた案のままになっていて、作業部会では修正していません。考え方については、前回の全体会議の委員の意見を反映し、最後の一文を削除し、「この条例で策定することを規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大切です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。これらの検証を行うため、町長は町民が参加する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。町長には任期中に一度は検証を行ってほしいので、4年を超えない期間としました。また、必要に応じて期間内に数回検証を行うことも考えられます。」となりました。これで、よろしいですか。では合意とします。中項目「改廃」の確認をします。ここも内容、趣旨についての案を作業部会で修正していません。考え方については、前回の全体会議の委員の意見を踏まえて、最後の一文を削除し、「この条例が最高規範であり、町民が参加して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している理念や自治のあり方に照らし、それを最大限に尊重して改廃を行う必要があります。」となりました。ここについても、これでよろしいですか。では合意とします。

前文の確認をします。資料の「白岡町自治基本条例」前文(修正案)をご覧ください。本日は、第3段落と第4段落について確認していただきます。第3段落の案を読み上げます。「私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民全体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。」となっています。ここについて意見はありますか。

広辺委員 「自分たちのまちは」は必要ないと思います。白岡町のことを言っていることが明確なので、無くて

も通じます。

内山会長 今の意見について、みなさんはどのように思いますか。

櫻井委員 賛成です。

内山会長 私もそのように修正することで良いと思います。他に意見はありますか。では、合意とします。第4段落について検討します。「こうした理念に基づき、ここに白岡町の最高規範として『白岡町自治基本条例』を制定します。」となっています。前回、修飾語を入れるという意見もありましたが、そのようなものを入れずに書いています。作業部会では、「こうした理念に基づき」という言葉について必要ないという意見もありました。みなさんはどのように考えますか。「こうした理念に基づき」が無くても言いたいことは通じると思います。また、「理念」については第1段落から第3段落の中で触れているので、無くても良いという意見がありました。

日下委員 残しても良いと思います。「理念」は何を指しているのでしょうか。この文章を見ると、「安全安心で暮らしやすい環境と地域社会を創造する」と、「町民主体の自治を実現する」を指しているように読めます。そのような理解であれば、「こうした理念に基づき」を残しても良いと思います。

牛山教授 大項目「総論」の中項目に「理念」という項目があります。「理念」という言葉を用いると、何を指すのかが分かりにくくなります。

嶋津委員 削除することで良いと思います。

広辺委員 「こうした理念に基づき」の代わりに、「そこで」を入れてはいかがでしょうか。

高澤課長 ここで言いたいことは、「みなさんの考え方に基づき」ということです。それを「こうした理念に基づき」で表現しました。よって、「考え方」や「主旨」という表現でも良いと思います。

日下委員 前文は条例全体を表現するので、前文と中項目「理念」の整合性を考えなければいけません。「町民主体の自治の実現」は中項目「理念」に書かれていないので、そのようなことをどのように考えるかが問題になります。

櫻井委員 前文は条例の全体を表現するのでしょうか。または、この自治基本条例をつくる経緯を説明するのでしょうか。

内山会長 ここで使った「理念」という言葉は、第1段落から第3段落までのことを表しています。そこで、中項目「理念」と混同しないような表現の仕方を考えるべきです。

嶋津委員 「こうした理念に基づき」の代わりに、「そこで」が良いと思います。

広辺委員 「こうした考え方」も良いと思います。

日下委員 中項目「理念」と前文の考え方を合致させるべきです。「町民主体の自治を実現する」という文を中項目「理念」に入れると整合性が取れます。

牛山教授 第1段落から第3段落に歴史や状況、考え方、自治基本条例を作るとどのようになるかなどが書かれています。第4段落の最初には、それらを受けているような接続詞を書くことになります。

広辺委員 第1段落で、白岡町の状況が書かれています。それを考えた結果、第2段落と第3段落があります。よって、「こうした考え方に基づき」が文章の流れとしてつながると思います。

牛山教授 ここでは、「こうした考え方に基づき」にして、最適な表現があれば、適宜提案することで良いと思います。

櫻井委員 第4段落に主語がないので、「町民は」を入れるべきではないでしょうか。

内山会長 主語を入れたいということですね。「私たち町民は」にしますか。

広辺委員 町民が制定するわけではないので、主語を入れなくても良いと思います。第2段落の主語は「白

岡町」であり、第3段落では、「私たち町民」が主語になっています。第4段落はそれを受けているので、書かなくても分かると思います。敢えて主語を書かない方が自然だと思います。

櫻井委員 主語を書かないと分かりにくいのではないのでしょうか。

広辺委員 第3段落まで読むと、町も住民も考えていることが分かります。ここで明確に書かない方が、お互いに対等であることが読み取れると思います。

櫻井委員 主語がないと文章が成り立たないと思います。しかし、曖昧にしておくということであれば、みんなが主体になるということですね。それぞれが自分のことだと読めるので良いと思います。

牛山教授 そのような趣旨を活かすのであれば、「私たちは」が適していると思います。

内山会長 主語を曖昧にするために、「私たちは」を入れることでよろしいでしょうか。

神田副会長 曖昧にするという理解よりは、「私たちは」にすると、町民、行政、議会全てが入るという理解になります。

日下委員 私もそのように解釈するべきだと思います。

牛山教授 「町民」は人を指していて、議員も行政職員も含まれます。「町民」でも良いと思いますが、みなさんの趣旨を活かすのであれば、「私たちは」になります。

内山会長 「私たちはこうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として『白岡町自治基本条例』を制定します。」でよろしいでしょうか。では、合意とします。次の作業に入ります。進め方の説明をお願いします。

事務局 次の作業の進め方の説明をします。資料の「自治基本条例」素案に対する職員意見等の対応 No.1と No.2をご覧ください。これは、前回の全体会議で検討しました。また、作業部会でも大項目「行政の責務」を議論し、「行政」を定義しないことになりました。これについて、みなさんで確認してください。そして、資料の「自治基本条例」素案に対する職員意見等の対応 No.1と No.2 に書かれている修正案を反映しているのが、A3の資料、白岡町自治基本条例の素案になります。

高澤課長 補足説明をします。全ての項目がある程度形になり、修正する作業をしています。そこで、みなさんが見やすいように A3の資料を配りました。今から議論することは、「行政」の定義についてです。牛山教授からは、「行政」という言葉が分かりにくいのであれば、「執行機関」という言葉にしてはどうかという提案がありました。そして、そのような提案を踏まえて、作業部会で再度検討した結果、定義をしなくても良いのではないかという結論になりました。その結論についてみなさんで議論していただきたいと思います。

内山会長 大項目「行政の責務」における「行政」の定義を議論します。前回の案では、「この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。」と定義しました。しかし、作業部会では、定義しないという結論になっています。ここについて、何か意見はありますか。

櫻井委員 どのような理由で定義しないことになったのでしょうか。

神田副会長 「行政」を「執行機関」という言葉で定義すると分かりにくくなるということから定義しないことになりました。

牛山教授 「町」と「行政」はどのように使い分けているのでしょうか。

高澤課長 「行政」は町長及びその他の執行機関として理解していて、「町」は法人としての白岡町として理解しています。

牛山教授 そのように明確な使い分けをしているのでしょうか。大項目「住民協働」、中項目「住民参画」の内容は「町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。」となっています。この「町」は、行政を指しているのではないのでしょうか。

高澤課長 ここは協働をどのように考えるかによります。

牛山教授 「町は、町民から協働を求められたら」と書いています。先程の解釈では、「町」に町民も入ります。しかし、意味から考えると、ここの「町」は行政のことを指しています。先程の解釈で良いと思いますが、このように矛盾する文章があるので、整合性を取らなければなりません。

高澤課長 牛山教授が考える地方公共団体としての「町」は、地理的な広がり、そこに住んでいる住民と執行機関、議会全てを含むという意味でしょうか。

牛山教授 「町」をどのように考えているかでしょう。

櫻井委員 定義しないと分からないと思います。行政と町が混同しているので、整理した方が良いと思います。

牛山教授 前文の「白岡町」は、住民や議会、行政全てを含んでいるという理解でしょうか。本条の「町」は行政と議会という解釈にするのでしょうか。そのような使い分けでよいですか。一般の住民は、「町」と言うと行政をイメージします。説明するときも「町としては」「町行政としては」と説明することが多いです。それが正しいかどうかという問題もありますが、定義するのであれば、一般的な「町」に全て修正して、行政を指すと理解する方法があります。使い分けるのであれば、明確に区別して考えなければなりません。

日下委員 「行政」という概念は分かりやすいです。「町」には行政と議会を意味しているということですね。

牛山教授 「町」は地方公共団体たる町を意味しているのか、町役場を指しているのかを明確にしなければなりません。それが明確にできれば文言の整理ができます。「行政」という言葉もあまり条例で使うことはありません。よって、「行政」を使うのであれば、定義しなければいけないと思います。

日下委員 行政か町のどちらかに統一することはできませんか。

牛山教授 「町」を行政と理解するのであれば統一できます。中項目「行政の責務」の内容を見ても分かるように、執行機関のことを書いています。

高澤課長 「執行機関」という言葉に馴染みがないということで「行政」という言葉を使っています。

牛山教授 「行政」は執行機関のことを指していると定義すると分かりやすいと思います。

神田副会長 作業部会の考えは、定義をしないということではなく、あえて定義する必要はないという考えです。しかし、定義をしても良いと思います。

牛山教授 「行政とは、首長及びその補助機関たる職員から構成される執行機関のことを言います。」と定義すると明確になります。

神田副会長 行政を明確にするのであれば、「町」は行政と議会を指すと理解すると良いのではないのでしょうか。

牛山教授 議会を入れるなら、地方公共団体から住民を除くことはできないと思います。中項目「住民参画」の内容をどのように修正するのでしょうか。

高澤課長 議会との協働についても考えているので、主語を「町」にしています。そして「町」は執行機関と議会を含むと理解しています。

牛山教授 中項目「住民参画」の内容は主語を「行政」にしています。

高澤課長 そこについては、職員の意見として出ています。後に議論しますが、「町」に修正するという案を提案しています。

牛山教授 「地方公共団体としての白岡町は」と書くと、議会も含まれます。

高澤課長 法律的な意味での地方公共団体と言った場合、構成要員に住民が入るという考え方をすると、「町民と町は」をどのようにするかという問題があります。法人格である町を動かす組織としての執行機関と

議会という理解であれば、「町民と町は」でも通ります。この場では、「町」を行政と議会と理解して使っていると読まないと意味が通じなくなります。

牛山教授 「地方公共団体としての町」と理解しても、中項目「住民参画」の内容がこの項目に入れるべきかを考えなければなりません。中項目「行政の責務」に入れて、主語を「行政は」にするという方法もあります。ここに残すのであれば、「しなければならない」という文末を修正するべきです。

日下委員 「町」を明確にする必要があります。行政と議会を町とすると明確になります。

高澤課長 条例で規定する「町」の定義はあまりないということを過去の議論でも言ってきました。しかし、分かりにくいのであれば、定義することもできます。

牛山教授 「町」に住民が入らないという定義をすると、地方自治法の法人としての地方公共団体の位置づけと矛盾することになります。「町」は定義せずに、「行政」だけを定義するのであれば、「町」は地方公共団体としての町という一般的な理解であるということを書けば整理できます。

櫻井委員 中項目「理念」でも「町民及び町は」と書いています。

日下委員 中項目「理念」の「町」は行政と議会という理解ですね。地方公共団体としての町と書いても分かりにくいです。「町とは行政と議会を指す」ということを書くことはできないのでしょうか。

牛山教授 それは、地方公共団体という法人から住民を排除する定義になります。住民が自治体の構成要員であることを強調して、住民自治体と表現する学者の方もいます。中項目「理念」を整理するのであれば、自治体を構成する三者を書いて、「町民、議会及び行政は」とすると、整合性が取れます。他にも整合性を取るべきところがあるので、その都度、精査していくべきです。

日下委員 中項目「理念」についてはどのように修正するのでしょうか。

広辺委員 そこは書き直すことになります。

内山会長 行政の定義を元の「この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。」にすることでよろしいでしょうか。「その他の町の執行機関」とは選挙管理委員会や教育委員会などの理解でよろしいでしょうか。

高澤課長 そのような理解で良いと思います。

内山会長 議会は入らないことになります。

日下委員 「行政」を明確にするのであれば、「町」も明確にした方が良いと思います。

牛山教授 地方自治法でいう地方公共団体たる白岡町と書けば十分だと思います。

内山会長 行政の定義は元の案に戻すことでよろしいでしょうか。

櫻井委員 定義はどこに書くのでしょうか。

神田副会長 定義は大項目「総論」の中項目「定義」にまとめて書きます。

日下委員 中項目「理念」の主語を「町民、議会及び行政」と修正するのですね。

内山会長 そこは今議論していませんが、そのように修正することになると思います。「行政」の定義を「この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。」とすることでよろしいでしょうか。では、合意とします。中項目「理念」の「町民及び町は」などの表現も修正することになるかと思いますが、議論しますか。

高澤課長 全て見直すことになるので、この定義に合わせて整合性を取るということで良いと思います。

内山会長 では、次の議題に入ります。進め方について説明をお願いします。

事務局 続きまして、「白岡町自治基本条例」素案に対する職員意見等の対応 No.2をご覧ください。明らかに表現として間違っている点を修正しています。そこで、みなさんに文言の検討をしていただきます。これ

については、作業部会で議論したのですが、全体会議では議論していません。

内山会長 確認ですが、中間案についての意見ですか。

事務局 大項目「議会」までの意見です。

内山会長 中項目「住民参画」の趣旨について、「住民が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。」を「町民が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。」と修正しています。主語が「住民」から「町民」になっています。

高澤課長 補足説明をします。主に明らかな間違いを修正しています。「住民」を「町民」に修正しています。今まで、広い意味の「町民」を使うことにしてきました。「住民」のままになっているところが、内容に1か所、趣旨に1か所あります。考え方にも何か所かあります。考え方については、書ききれないので、事務局の方で直したいと思います。特別意味を持たせる以外の時は、「町民」を使うということで修正しました。

神田副会長 住民参画や住民福祉などの固有名詞についてはそのままにしています。

内山会長 主語を「町民」に修正することでよろしいですか。では、合意とします。中項目「住民参画」の内容は主語を「行政」から「町」に修正しています。

高澤課長 先程、議論したところ です。

内山会長 先程、議論したので、このように修正することで良いですね。では、合意とします。中項目「行政の責務」の内容を「行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。」から「行政は、町民の信託に応えるために、この条例の理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。」に修正しました。「自治の基本理念」を「条例の理念」に修正しています。

高澤課長 「自治の基本理念」という言葉はどこにも書いていないので、「条例の理念」とした方が適しているので、そのように修正しました。

内山会長 そのように修正することで、よろしいですか。では、合意とします。中項目「行政の責務」の内容は、主語を「住民」から「町民」に修正しています。これでよろしいでしょうか。では、合意とします。中項目「行政の責務」の内容は「行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。」を「行政は、町民主体の行政運営を行うとともに、透明性があり開かれた行政運営に努めます。」に修正しました。「町政運営」を「行政運営」に修正しています。

高澤課長 中項目の中で、内容のみが「町政運営」になっています。言葉の整理として修正しています。

牛山教授 「行政運営」の「行政」を削除することは可能でしょうか。

櫻井委員 意味が通じなくなります。「行政」と「町政」は違うのでしょうか。

高澤課長 厳密に区別はしていません。この条例で、「町」と「行政」を区別するのであれば、「行政運営」は行政のみのことです。

牛山教授 主語が「行政は」になっているので、「運営」にしても行政運営のことだと読めます。1つの文で「行政」という言葉が3回書かれていて語感が良くありません。しかし、「行政運営」ではなく、「運営」にすると、櫻井委員のように、分からなくなるという意見もあると思います。

日下委員 中項目に「行政運営」という項目があるので、このような修正になったと思います。

櫻井委員 「町民主体であり、透明性がある開かれた行政運営を」にすると語感も良くなります。

神田副会長 この文は中項目「行政運営」に入れるべきものだと思います。

牛山教授 過去にも議論しましたが、「行政運営」は行政の責務に基づいて、どのように運営するかを書いている項目です。

高澤課長 櫻井委員の意見のように「行政運営」を1つにはいかがでしょうか。

神田副会長 「行政は、透明性があり、開かれた町民主体の行政運営に努めます。」では、いかがでしょうか。

内山会長 「行政は、透明性があり、開かれた町民主体の行政運営に努めます。」でよろしいでしょうか。では、合意とします。中項目「町長の責務」の内容 「町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。」を「町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信頼に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。」と修正しています。

牛山教授 これで良いと思いますが、ここを「信頼」に修正するのであれば、中項目「行政の責務」の内容も同じように修正するべきです。

高澤課長 中項目「議員の責務」の内容 には「議員は、住民の代表として」と書いています。間違いではないですか、議員は選挙民、住民の代表と捉えられます。そのようなことを考慮すると「住民の代表」とするべきですが、そのようにすると分かりにくくなります。よって、「町民の代表」が無くても意味が通じることから、削除するということになりました。そして、削除すると「議員は、責任を持って町民の信頼に応え」となります。ここでは「信頼」になっているので、中項目「町長の責務」の内容 も「信頼」に修正しています。

牛山教授 中項目「行政の責務」の内容 は「信頼」に修正しなくても良いのでしょうか。

高澤課長 その方が良いと思います。

牛山教授 「信託」は自治と矛盾する言葉であり、修正した方が良いと思います。

内山会長 では、中項目「行政の責務」の内容 も含めて、「信頼」に修正することで合意とします。また、先程、中項目「議員の責務」の内容 についても合意とします。では、中項目「行政運営」の内容 について確認します。ここでは、「行政手続の確保」が「行政手続を確保」に修正されています。このように修正することでよろしいですか。では、合意とします。ここで、10分間休憩をします。

* * * * *

内山会長 次の議題に入ります。進め方の説明をお願いします。

事務局 これからは、前文までの全ての項目についての、職員と住民からの意見を検討します。資料の「白岡町自治基本条例」素案中間案についての意見等とそれに対する方向性一覧をご覧ください。1～10までの網掛けになっている部分は3名の住民からの意見です。その後は8名の行政職員からの意見が書かれています。34番の意見については、対応を「このまま」と書いています。これは過去に議論したので、「このまま」と書いています。しかし、ここについては方向性について、再度議論していただきたいと思います。本日は、1～10と34番について検討していただきます。

内山会長 最初に、7番の意見を検討します。ア「『町内で活動する者』とあるが、住民が頻繁に参画するとは考えられず、所謂プロ市民の一面的で偏った主張が通される危険性がある。住民が知らぬ間に、特定の人々の権利が拡大される事があるのでは?」、イ「今後何十年後かに、白岡町に工業団地ができ、外国籍の方が多く働く事になるかもしれない。外国人の方が白岡町の伝統に対立するような権利主張を行う場合、多数決等、数での決定は良くない。」という意見が出ています。この意見について、検討していただきます。

神田副会長 「町内で活動する者」を政治色のある活動と見なしているのでしょうか。

日下委員 「プロ市民」とはどのような意味でしょうか。政治色のある活動をしている人という意味でしょうか。

牛山教授 政治色などではなく、役場によく顔を出している人のことを言っていると思います。

古嶋委員 この意見は、みんなの意見を聞くことが本当にできるのかという疑問から出た意見ではないでしょうか。

牛山教授 そのような意味もあると思いますが、住民の他に町内で活動する者が参画することに懸念を抱いているという意見だと思います。

櫻井委員 NPOなどが入ってきて、特定の人の権利が拡大されるという懸念があるということでしょうか。

神田副会長 そのような懸念が無くなるように、自治基本条例を作っているという対応で良いと思います。今の状況で、自治基本条例が無い方が、町民が町政に関わることで、心配しているようなことが起こると思います。

吉野委員 町内で活動する人はこれからますます活発になってきます。そこをあえて規制する必要はないと思います。

日下委員 懸念していることが起こらないように住民参画や協働を進めるという対応で良いと思います。

内山会長 イの意見については、いかがでしょうか。同じような対応でよろしいでしょうか。

神田副会長 イの意見はどのような意味でしょうか。

牛山教授 この意見は、何条の何項を変えるという意見ではないので、ご意見として承るという対応で良いと思います。9番の住民投票についての意見が問題です。

内山会長 では、ご意見として承りますという対応でよろしいでしょうか。では、9番と1番の意見を検討します。「住民投票について、『条例』で決めるとあるが、『住民』の国籍条項はどうか。国政では、外国人の参政権は認めていない。税金を払っていつからといって請求権を付与するのはやめてほしい。『住民投票権』を付与するのではなく、外国人の方が住みやすいように個々のサービスを行う事で共生すべきである。」「今後10年、20年先の可能性についても考えていただきたく、お願いします。」という意見があります。これについての対応をどのようにしますか。

日下委員 一般的に、外国人の参政権については考え方が分かれていて、議論するのが難しい問題です。方向付けはされていないはずです。

牛山教授 住民投票条例の制定の際に議論することなので、そこで意見を出してもらえれば良いと思います。

日下委員 国が外国人の参政権を認めれば、住民投票権についても付与されるのではないのでしょうか。

牛山教授 国政の外国人の参政権については、最高裁判所が違憲と言っているので、付与されることはありません。問題は、地方参政権についてですが、この意見は、住民投票にも国籍条項を設けてほしいという意見ですね。住民投票で外国人に参政権を与えないでほしいという意見だと思います。この会では、これについて議論していないので、それに対して賛成も反対も言えません。住民投票条例を議論する際に、ご意見を寄せてほしいということ言うことしかできません。

高澤課長 住民投票を請求できる要件として、「住所を有する18歳以上の者」と書いています。国籍のことを言っていない。請求する人のことを言っているのであって、投票できる人のことは言っていない。ここで、何も制限していないから外国人も入るということから、このような意見が出てきたと理解しています。

日下委員 「住所を有する18歳以上の者」と書くと、外国人も入りますね。

高澤課長 日本人のみとは言っていないので入ります。

神田副会長 中項目「住民投票」の内容 に「住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。」と

書いています。具体的に国籍によって投票権を持つかなどは議論していません。

日下委員 住民投票条例を定める時に意見を出してほしいという対応で良いと思います。

高澤課長 これは、条例になるので、その段階で明確ではないとは言えません。後で議論するのであれば、構いません。

櫻井委員 何年後かに議論するのでしょうか。

高澤課長 この条例ができると、すぐに策定に取り掛かります。

櫻井委員 外国人は何人住んでいるのでしょうか。

高澤課長 約300人ぐらいです。

牛山教授 住民は住所を有する者です。そこには外国人が入ります。しかし、参政権については日本国民たる住民と書かれています。よって、国籍条項については、自治基本条例で規定するのではなく、具体的に定める住民投票条例で規定することになります。そこで議論していただくことです。

日下委員 日本国民たる住民にすることはできないのでしょうか。

牛山教授 自治基本条例は憲法のようなもので、外国人排除を謳うというのも、今後の展開を考えるといかがなものでしょうか。現時点で必要な個別の細かいことは、個別条例や規則で議論することです。

高澤課長 この会では、そこまで決めないという合意があります。法令的なことですが、18歳以上の住民として自治基本条例を作った後に、住民投票条例で日本国民に限定した場合、自治基本条例と住民投票条例の関係がどのようにするかという議論があると思います。

牛山教授 地方自治法は、日本国籍を有している者にしか参政権を認めていません。自治基本条例で住民に外国人が入るとし、別の条例で住民投票の投票権がないと規定しても問題がありません。

高澤課長 法令担当とも相談したいと思います。同じ地方自治法で言っているのであれば良いのですが、住民投票条例は自治基本条例を受けて制定されます。

牛山教授 内容 で「別に定める」と言っているので、住民投票条例の策定時に議論して、入れるか入れないかの判断をすることになります。

高澤課長 切実な問題になっています。方向性としては、別に議論するということを確認できればいいと思います。

櫻井委員 他の自治体はどのような規定になっているのでしょうか。

高澤課長 他の自治体については調べていません。白岡町では、蓮田と合併するかどうかのアンケートの時に外国人を入れました。その時は、永住外国人の方など、外国人登録法で決められている言葉で定義して、外国人を入れました。そのような細かい議論が必要になってきます。

牛山教授 そこまで細かいことを自治基本条例に書くかは議論があります。それらを住民投票条例に委任していて、そこで決めることになる気もします。

内山会長 2番「全体的に文書が長いように感じます。」、3番「権利とか責務とか、言葉がかたくて親しみにくい気がします。もっと私たちにも分かりやすい言葉になりませんか。」、5番「『持続可能な循環型社会』には賛成です。これからは、環境問題が重要です。」、6番「『誰にも優しい...』とありますが、これは町のキャッチフレーズなのではないでしょうか。聞いたことがありませんでした。」、10番「こどもを特別に取り上げていますが、まちづくりに関しては、もっと大人が頑張らないといけないと思います。そうしたことを、どこかに盛り込んだらどうでしょうか。」という意見が出ています。これらの意見について検討します。

いずれも過去に議論しています。ご意見の中身は条例の中に反映されているということによろしいでしょうか。では、4番「人口が5万人を超えたら市になると聞いたのですが、全体的に『町』とか『町民』のままで

いいのでしょうか。それとも後で直すのでしょうか。」、8番「町民の責務に、納税の義務は書いていません。当たり前と言えば当たり前ですが、景気が悪くて、白岡町の税収もいいとは思えません。こういう時だからこそ、書いた方がいいのではないのでしょうか。」という意見が出ています。これについて検討します。

高澤課長 これについても過去に議論しています。

内山会長 過去に議論して、条例の中に反映されているということによろしいでしょうか。では、34番「この規定のままだと、議会と町が対立した場合は、住民投票ができない(長の発議に対し議会が予算を否決する)場合や、住民投票が乱発される恐れ(長・議会がそれぞれの主張が通らない場合に、住民投票を発議する)があり、危険な規定である。住民の住民投票請求権は別にして、議会と長は、元々、議案の提案・議決権を持っているのであるから、本来の権限に基づき町政運営を行えば、住民投票を規定する必要はないのではないか。」という意見が出ています。現状としては、このままにするという対応の予定です。ここについては、過去にも様々な議論がありました。

神田副会長 この意見の趣旨は、中項目「住民投票」の内容 と を削除するということですね。

高澤課長 首長と議会が対立することを想定していると思います。ここに書いているように、微妙な問題であり、これからも考えなくてはいけないと思います。貴重な意見なので紹介させていただきました。

牛山教授 これは、中項目「住民投票」の内容 と を削除するという意見でしょうか。

神田副会長 私はそのように読めます。

牛山教授 住民のみが住民投票の請求をできると書くことは難しいと思います。

高澤課長 原案として議会に提出する際に、事務局として考えなければならないことであると思いました。

牛山教授 「考えなければいけない」とはどのような意味でしょうか。

高澤課長 議会がどのように考えるかについてです。

神田副会長 住民投票が乱発している例はあるのでしょうか。

牛山教授 合併に関する住民投票があります。議会や首長がそれぞれの主張を通すために行った例があります。

神田副会長 何回も住民投票を行った例があるのでしょうか。

牛山教授 1つの合併事案に2つの住民投票を行った例があります。このような懸念は、議会や首長も請求できるという規定を削除しても変わりません。議会も首長も条例を作ると住民投票を実施できます。

神田副会長 この条文が無くても乱発される可能性もあります。この条文があることによって、乱発される危険が生じる訳ではありません。

牛山教授 この意見を強く受け止めると、住民のみが住民投票の請求をできるという規定にしてほしいという意見になります。しかしそれは不可能です。議論になっているのは、首長の請求権を書かないということです。そのような意見なのでしょうか。町長に請求権を与えないという議論は存在します。それとも議会と首長が対立して、首長が主張を通すために住民投票を行うという懸念からの意見でしょうか。この質問の趣旨が分からないので議論ができません。

高澤課長 「議会と長は」と書いているので、両方が対立した時のことを心配していると思います。

牛山教授 この意見だけでは、どのような趣旨が分かりません。

高澤課長 答え方としては、資料に書いていることで良いかどうかを確認していただければと思います。

内山会長 資料に書いているような対応でよろしいでしょうか。では、次の議題に入ります。進め方の説明をお願いします。

事務局 次は、項目の名称を検討します。資料の「白岡町自治基本条例」素案に盛り込む項目名の見直し

検討資料をご覧ください。左が現在の案になっていって、右が修正案を書いています。大項目・中項目の名称は内容から考えて適当かどうか、大項目に中項目が1つだけで、それぞれの名称が違うものがあるが、そのままでいいかという視点で検討してください。例えば、大項目「町民」の中項目は「町民(定義)」、「権利」、「責務」から「町民の権利」、「町民の責務」に修正されています。「町民(定義)」については、大項目「総則」の中項目「定義」に入っています。そのように移動していることも含めて検討してください。

内山会長 大項目「総論」を「総則」に修正しています。これは、法令的な用語です。これでよろしいでしょうか。では、合意とします。また、先程の議論のように、「行政」の定義が大項目「総則」の中項目「定義」に入ってきます。大項目「町民」の中項目「町民(定義)」、「権利」、「責務」から「町民の権利」、「町民の責務」に修正されています。「町民(定義)」については、大項目「総則」の中項目「定義」に入っています。大項目「行政」の中項目が「行政の責務」、「町長の責務」のように主語が入っています。それに合わせて主語を入れています。このように修正することでよろしいでしょうか。では、合意とします。大項目「住民協働」、中項目「定義」、「住民参画」が大項目「住民参画と協働」、中項目「参画と協働」と修正されています。これについて意見はあります。大項目が「住民参画と協働」についてはいかがでしょうか。

日下委員 「協働と住民参画」にした方が良いのではないのでしょうか。協働の方が広い概念であり、前に出すべきです。

内山会長 ここでの協働は住民参画よりも広く捉えています。前回の作業部会でも議論しました。中項目「定義」を削除すると、「住民参画」のみが残ります。大項目を「住民協働」と言いながら、中項目は住民参画になるので修正案のようになりました。

日下委員 住民協働の中の住民参画として捉えてきました。協働するための1つの方法として住民参画を捉えてきました。

高澤課長 ここは議論になり、難しい問題です。参画と協働を分けることになりました。協働についても広く捉えています。

神田副会長 前文で「参画と協働」と書いているので、それに合わせています。

日下委員 分かりました。

内山会長 では、合意とします。項目名が変わっても内容が変わるわけではありません。大項目「行政」、「議会」については変わりません。大項目「地域自治・コミュニティ」は「地域活動と地域自治組織」に修正されています。コミュニティについてあまり議論していません。コミュニティについての具体的な条文も明確ではないので、「地域活動と地域自治組織」としました。「地域自治組織」とは、行政区や自治会などを総括的に表している言葉です。これでよろしいでしょうか。では、合意とします。大項目「情報公開・情報共有」、中項目「公開と提供・共有の原則」を大項目「情報の公開、提供及び共有」、中項目「情報の公開、提供及び共有」に修正しています。このように修正することでよろしいでしょうか。では、合意とします。大項目「住民投票」、「こども」は今までと同じです。大項目「改廃等」は大項目「検証等」と変更しています。条例が町の実態にあっているかどうかを検証する必要があることを重要視していました。よって、検証してから改廃につながることから、このように修正しています。このように修正することでよろしいでしょうか。では、合意とします。本日の議題は終了しました。事務局から、次回の全体会議に向けての準備の説明があります。

事務局 次回の全体会議では、素案をまとめる段階に入ります。当日、様々な意見が出ると、それをまとめて、みなさんにお諮りすると時間がかかります。そこで、委員のみなさんに事前に意見を出していただきたいと思います。素案全体について、広い視点で見直して、つくる会としての「素案」にまとめていきます。見直しする際のポイントが3つあります。1つ目は、いくつかの項目で重複している内容がないかを確認することで

す。2つ目は、伝えたい内容(エッセンス)がきちんと伝わるように、過度と思われる修飾語を整理することです。3つ目は、この条例は「何のために作るのか」、この条例では「何を伝えたいのか」について、「前文」や「理念」を確認しながら見直しを行うことです。ただし、見直す際のルールとして、今までの議論の経過を尊重し、今までの議論で出ていない、新たな項目や内容は付け加えないでください。また、今までの議論で落ち着いたことは、蒸し返さないようにしてください。次回の全体会議への出席者全員の承認が得られない意見については採用されませんので、あらかじめご了承ください。

内山会長 この条例が分かりやすいものになり、多くの町民に活かされるような条例になるようにしたいという思いがあります。また、つくる会が発足したときに、全体がまとまったときに、見直して、整合性を取りたいという意見がありました。特に神田副会長から具体的な意見が出ています。

神田副会長 私は、可能な限りコンパクトな条例にしたいと思っています。分かりやすい条例にするために、重複している部分や過度な修飾語について削除するべきだと思います。しかし、今まで議論してきたもので、全体の合意が得られなければ修正できません。一旦決まっているということを大事にして、修正できるところを修正していきましょう。

内山会長 そのような趣旨をご理解いただいて、みなさんの意見を事務局に提出してください。他に意見がありますか。全体が揃ったときに、疑問点などを整理したいという意見を踏まえています。

事務局 30日に全体会議を開きます。それまでにみなさんからいただいた意見を作業部会でも確認しますが、内容によっては、30日の会議で終わらないこともあります。進み具合によっては、会議を開く可能性もあります。日程は決まっていますが、そのような可能性があることをお伝えしておきます。よろしくお願いします。

内山会長 では、これで全体会議を終わります。

事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。